

2019年9月吉日

お取引先各位

株式会社SPinno

経理財務 Section

【消費税法改正の対応に関するお知らせ】

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

消費税法の改正により、2019年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられます。今回の消費税率の変更に伴い、弊社がご提供する商品・サービス等に係る消費税率について以下の通りご案内申し上げます。

敬具

記

1. 物品販売・デザイン制作に関するご請求

2019年9月30日までの出荷分または作業完了分	8%
2019年10月1日以降の出荷分または作業完了分	10%

2. システム利用料金等に関するご請求(役務提供)

2019年9月30日までの役務提供完了分	8%
2019年10月1日以降の役務提供完了分	10%

役務提供が毎月行われる定期型の契約については、契約金額が年額であっても料金を月数按分し、月ごとに収益計上と消費税を認識しております。したがって、2019年10月1日以降に役務提供を行う分については、消費税等の税率10%を適用致します。

3. システム利用料金等の前払いの取り扱いについて

2019年10月1日以降分を既に消費税率8%にてお支払い頂いているお客様につきましては新税率10%との差額分を改めてご請求させていただきますので、何卒ご理解賜りますようお願いいたします。

以上